

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例(平成19年芦屋市条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第9号エの規則で定める船舶)

第1条の2 条例第2条第9号エの規則で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

- (1) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人が所有する船舶
- (2) 専らボート、カヌー等に係る競技会又は訓練における審判又は救護の用に供する船舶  
(平23規則5・追加)

(喫煙禁止区域の告示)

第2条 条例第8条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 喫煙禁止区域として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域
- (2) 喫煙禁止区域として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する日
- (3) 喫煙場所として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する場所
- (4) 喫煙場所として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する日

(花火禁止区域の告示)

第2条の2 条例第13条の2第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 花火禁止区域として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域
- (2) 花火禁止区域として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する日
- (3) 花火を禁止する時間  
(平21規則33・追加)

(バーベキュー等禁止区域の告示)

第2条の3 条例第15条の2第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) バーベキュー等禁止区域として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域
- (2) バーベキュー等禁止区域として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する日  
(平23規則5・追加)

(プレジャーボート等航行禁止区域の告示)

第2条の4 条例第15条の4第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) プレジャーボート等航行禁止区域として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域
- (2) プレジャーボート等航行禁止区域として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する日
- (3) プレジャーボート等の航行を禁止する時間  
(平23規則5・追加)

(勧告)

第3条 条例第18条の規定による勧告は、勧告書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急や

むを得ないときは、口頭により行うことができる。

(命令)

第4条 条例第18条の規定による命令は、命令書(様式第2号)により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、口頭により行うことができる。

(過料)

第5条 条例第21条第1項の規定による過料を科すときは、あらかじめ告知・弁明書(様式第3号)により告知し、弁明の機会を付与する。

2 条例第21条第1項の規定による過料を科すときは、過料処分通知書(様式第4号)により行う。

3 条例第21条第1項の規定により処する過料の額は、2,000円とする。

(身分証明書)

第6条 条例第18条の規定による勧告及び命令並びに条例第21条第2項の規定による過料を科すための手続その他の行為を行う職員は、身分証明書(様式第5号)を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(平23規則5・一部改正)

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成21年6月29日規則第33号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日規則第5号)

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

様式(省略)